

学校いじめ防止基本方針

令和6年5月9日

島根県立出雲工業高等学校

学校いじめ防止基本方針

島根県立出雲工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの生徒にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という基本認識に立ち、本校生徒が、安心・安全かつ明るく元気に学校生活を送ることができる学校を目指すために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（法第2条参照）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止のための基本的な考え方

- ・学校内にいじめを許さない雰囲気をつくる
- ・生徒・教職員の人権感覚を高める
- ・生徒間、生徒教員間に温かな人間関係を築く
- ・いじめを早期に発見し、早期に解決する

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制いじめ防止の該当組織・・・

いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策グループ

【構成員】

いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導部長、
教務部長、保健教育相談部長、
人権教育担当、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、
関係教員、スクールカウンセラー

いじめ対策防止グループ

校長、教頭
生徒指導部長、副部長
関係生徒の担任、科長、学年主任

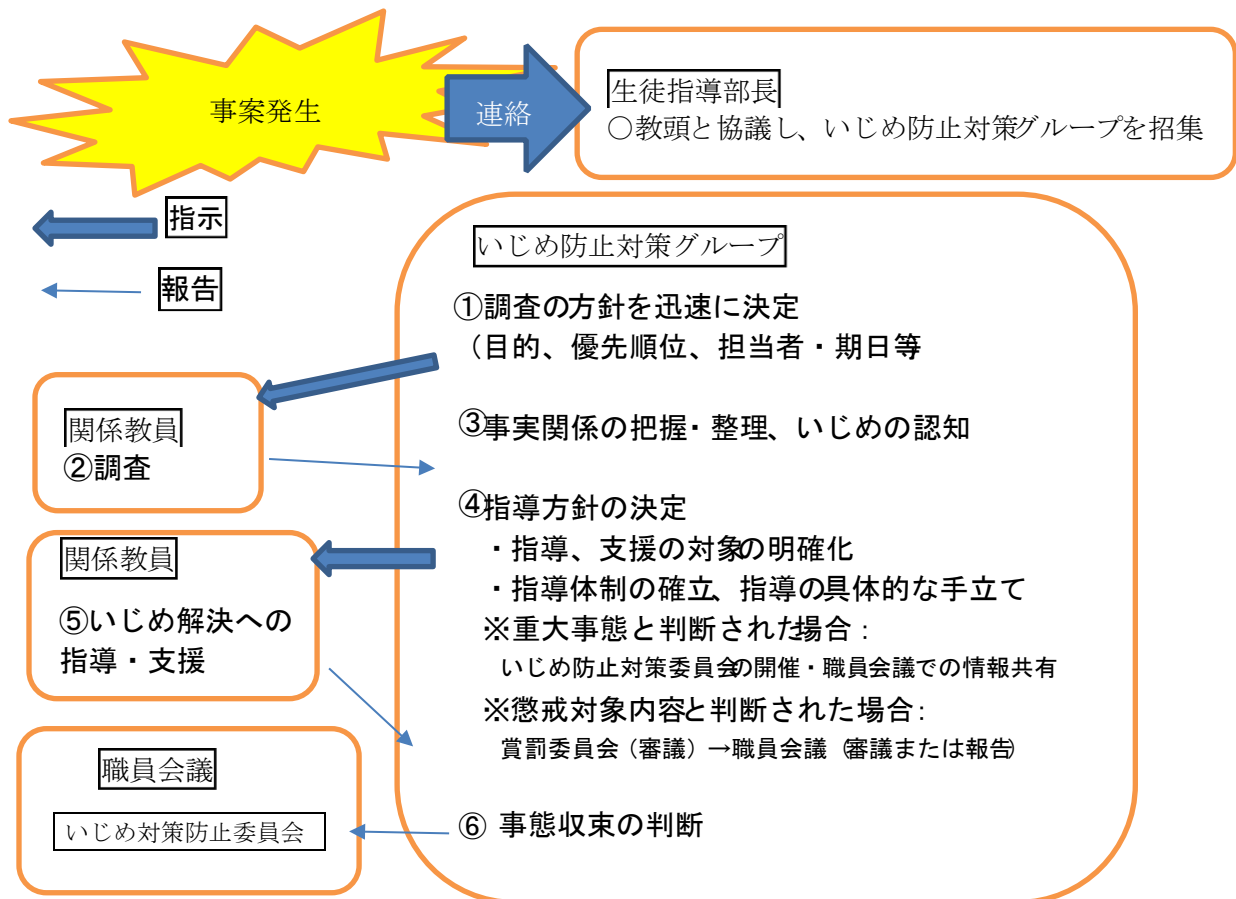
活動内容学校いじめ防止基本方針作成・見直し

いじめ防止対策委員会 調査結果、報告等の情報の整理・分析

いじめが疑われる案件の事実確認・判断 いじめ防止対策グループ 特に配慮の必要な生徒への支援方針 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ発生時の組織的対応

いじめ対策の該当組織・・・ いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策グループ



(3) 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、校内研修を実施する。

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切である。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業・生徒指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高め、互いを思いやる集団作り
(クラス活動・生徒会活動・委員会活動・部活動・工芸祭・球技大会等)
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
(学習評価・授業評価・授業互見による授業内容の向上)
- ・ボランティア活動・奉仕活動の充実
(生徒会主催ボランティア等)

(2) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施 (S C 来校時、生徒面談・保護者面談の活用)

(3) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 (人権教育全体計画に基づく諸活動)
- ・講演会等の開催 (人権教育講演会)

(4) 情報教育の充実

- ・情報教育（HR活動、全体講演会等）におけるモラル教育の指導

(5) ものづくり教育の充実

- ・工業教育としてのものづくり教育の充実

(6) 保護者との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知

(7) 特に配慮が必要な生徒への対応

生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、中学校との連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

※特に配慮が必要な生徒とは以下の例の生徒等をいう。

「発達障がいを含む、障がいのある生徒」

「海外から帰国した生徒、外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒」

「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒」

「東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒」

5 いじめの早期発見

(1) いじめの積極的な認知と情報の共有

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を実施するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からコミュニケーションづくりに努めたり、相談箱等を活用したりするなどして生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

6 いじめへの対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず校内のいじめに対応する組織にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを行った生徒やいじめを受けた生徒の保護者に連絡する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

学校は、いじめを受けた生徒に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聴き取り等のあり方を検討する。また、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との人間関係を築くことが大事である。なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたり、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなどして、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生・児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者等の外部専門家や地域の関係団体、民間団体等の協力も得ながら継続的な支援を行う。

(3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

学校は、いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導にあたっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

学校は、すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(5) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携（子ども安全支援室）

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携（生活安全課）

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携（児童相談所、社会福祉士）

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携（ＳＣ、学校医、専門医）

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

（６）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間（概ね３か月）が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

7 ネットいじめへの対応

（１） ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

（２） ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングや保護者の見守りについて
- ・入学時オリエンテーション、ＰＴＡ総会、地区ＰＴＡ、情報モラル講演会、学校配布物で啓発

②情報教育の充実

情報教育（ＨＲ活動、全体講演会等）におけるモラル教育の指導

③ネット社会についての講話（防犯）の実施（教職員・生徒・保護者）

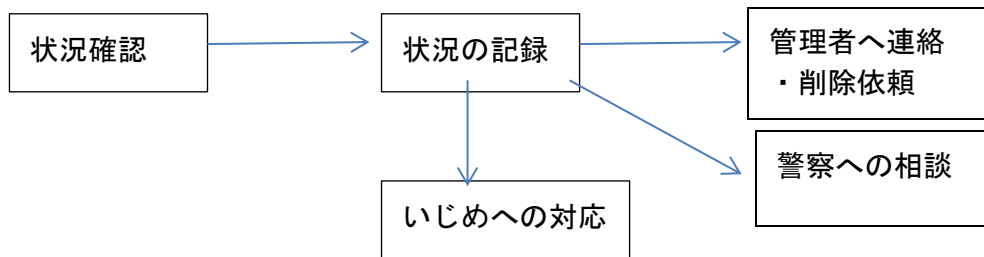
情報モラル教育講演会の実施

（３） ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

○生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たるものとする。

9 重大事態への対応（調査主体が学校の場合）

「自死またはその企図、重大な傷害を負う、精神疾患発症、不登校年間30日以上等」

(1) 重大事態発生時の該当組織

「いじめ防止対策委員会」＋必要に応じて県教委から派遣県教委から派遣委員
(必要に応じて) 弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家スクールソーシャルワーカー

(2) 重大事態の報告

県教育委員会（教育指導課、子ども安全支援室）

(3) 事実関係調査

重大事態に至る要因、人間関係、学校・教職員の対応
学校外組織（警察等）との綿密な連携
当該生徒からの事実確認

①いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

情報提供した生徒（当該生徒と関係のあった生徒）を守る

(最優先) 質問紙等により事実確認 学校生活復帰への支援、
学習支援 いじめた生徒へのすみやかな指導

②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、今後の調査について
(関係生徒への質問紙によるアンケートを含め)協議し調査に着手

③いじめを受けた生徒が自死した場合

遺族の要望・意見を十分聴取し、できる限りの配慮と説明
在校生への詳しい調査の実施、調査の目的・目標を説明
専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評
価調査結果の公表に関する方針を遺族と合意
情報発信、報道対応は正確で一貫した情報提供 自死の連鎖に留意

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

調査より明らかになった事実を(経過報告も含め)説明
情報の提供に当たって、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報に配慮
ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らない
質問紙等の実施により得られたアンケートについては、調査対象となる生徒やその保護者へ
情報公開する必要があることを事前に説明

⑤調査結果の報告 教育委員会を通じて知事に報告

いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、当該生徒・保護者の所見
をまとめ調査結果に添える

参考資料

「島根県いじめ防止基本方針」